

# 新横浜出張所だより

京浜河川のHPは <http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>

国土交通省関東地方整備局  
京浜河川事務所  
新横浜出張所発行  
電話 045-476-5003  
2011年11月24日【号外8号】

## 鶴見川の河川巡視は365日行われています 河川巡視員は次のような目的を持って河川内を見回っています

当出張所管内では、河川巡視員は次のような目的を持った巡視を行っています。

### ①河川区域等における違法行為の発見

堤防に樹木や草花を許可なく植えている箇所を確認  
河川区域内（堤防脇の側溝まで）にベランダや物置を作るなど違法行為の調査  
ホームレス不法占用に対する注意喚起、台風時等の増水に対する注意ビラの配布

### ②堤防、水門、橋梁などの維持管理状況の確認

堤防に陥没など異常がないか、水門、橋梁等に異常がないか確認  
3月11日の地震では、堤防にある階段で異常を確認

### ③河川空間の利用に関わる事項の情報収集

車両の放置がないか、バイクの乗り入れはないかの確認  
河川利用者に対し、危険を及ぼすようなこと（ゴルフやラジコンなど）がないか確認

### ④河川の自然環境に関わる事項の情報収集

河川内で魚が死んでいないか、油が流れていないかなどの水質事故の確認  
河川内の植生や鳥類等の生態系に著しい変化がないか確認

## 委託の河川巡視員は不法行為の確認や堤防等に異常がないか等の確認を行っています



①ホームレスに対する注意喚起



②堤防上の護岸の異常を確認



③河川へのバイクの乗り入れ確認(黄色い注意シールを)



④台風による倒木の確認

# 毎日 河川の状況確認を行い報告しています



堤防や境界の状況を確認

鶴見川では、河川の見回りを行う『河川巡視』を委託して毎日行っています。

雨や雪、風の中でもバイクに乗り、河川区域内における異常や変化を発見・把握することに務めています。

毎日、堤防上や河川敷道路をバイクで走って ①河川敷内に不法投棄されているゴミの確認 ②ラジコンを飛ばしている方やゴルフの打ちっ放しをされている方の確認・注意などを始め、一番大切な目的は、堤防に異常がないか、水門や橋梁に異常がないかなど確認して報告しています。

特に土日祭日などの時に、河川敷でマナーを持ってバーベキューや犬の散歩をさせているかの確認・注意も行っています。

## 一番多いのは毎日のように捨てられているゴミの報告です

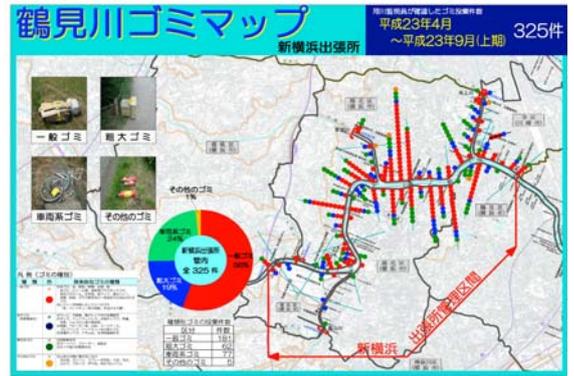
京浜河川事務所では、河川に不法投棄されたゴミを収集・処分しています。

このゴミの収集・処分にはお金がかかっており、その費用はみなさんの税金から支払われています。河川へのゴミの投棄がなければ、必要のないお金です。

河川のゴミ投棄の実態をみなさんに知っていただくために、鶴見川等で行っている河川巡視で確認したゴミの場所を地図にしました。(平成23年度上半期分)

毎日、何処かでゴミが捨てられ、毎日、河川巡視員が確認しています。巡視員は、黄色いシールを貼り、ゴミを確認したことを記録しています。

(右図面が鶴見川ゴミマップ)



## ゴミは河川巡視員の報告から一定の数量集まった段階でゴミ回収業者が集めます



一定量ゴミが集まった段階で回収します

河川巡視員が毎日確認したゴミの状況を基に、1～2ヶ月に1回ゴミ回収を行っています。ゴミ回収は、専門に回収業者が集めています。

河川敷に捨てられていたゴミの量は、当出張所で管理する区間内で平成22年度約150m<sup>3</sup>となっています。

左の写真は、河川敷に集まっているゴミを積んでいるところです。自転車やバイクは、防犯登録しているものは警察に確認し、それ以外は一定期間存知させた後、処分をしています。

最近、バーベキューのゴミなども増えています。

## (エピソード)鶴見川で人命救助して 港北消防署長に表彰された河川巡視員

平成22年8月9日(月)午前、鶴見川の河川施設の状態や利用状況を監視している河川巡視員(2名)が水難事故現場に遭遇し、消防署や警察への通報と、流されそうになっている方の救助活動を行いました。

この活動に対して横浜市港北消防署長から河川巡視員が、8月24日に表彰を頂きました。

当出張所の管理区間内では、この他にも平成22年7月9日(金)に河川巡視員が救助活動を行っています。

(右の写真は表彰された時のものです)

